

第1章 総 則

(名称)

第1条

本協会は、日本ストレスケアカウンセラー協会（略称 J A S C A ・ ジャスカ）と称する。

(事務所)

第2条

本協会の主たる事務局は、福岡県福岡市博多区博多駅前 2-20-17 におく。

(支部)

第3条

本協会は、理事長の承認を経て必要な地に支部・支局を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条

ストレスケアカウンセリングに関する研究・活動、教育・研修活動を促進し、その普及と啓発を行い、ストレスケアの健全な発展とストレスケア社会の実現に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. ストレスケアカウンセリングに関する学術集会、研修会等の開催
2. 会員相互の交流と情報交換を行い、ストレスケアの活動の広報、ストレス問題にかかる依頼や要請への対応、会員の地位向上、相互扶助に関する事業
3. ストレスケアカウンセリングに関する資格認定事業
4. ストレスケアカウンセリングに関する書籍、機関誌等の発行
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(種別)

第5条

本会の目的及び事業に賛同し、協力する者をもって会員とし、次の種別とする。

1. 認定会員 認定ストレスケアトレーナー
2. 正会員 専門課程を卒業した者
3. 学生会員 基礎課程履修学生、修了生
4. 賛助会員 委員の推薦した個人ないし団体で理事会の承認を得た者
5. 名誉会員 本協会の会員であって、ストレスケアに関する業績、発展等に多大な功績のあった者が満 75 歳に達した時、委員会の承認を得た者。

(入会)

第6条

本協会の会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出し、委員会

の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条

会員は、別に定める額の会費を納入しなければならない。但し、名誉会員については、会費を納めることを要しない。

(会員の権利)

第 8 条

会員は次の権利を有する。

正会員は、本協会の開催する研究会および機関誌において活動、研究発表することができる。

学生会員は、正会員と共同で本協会の開催する研究会および機関誌において活動、研究発表することができる。

1. 協会主催の大会やイベント、研修会の参加費割引および優先受付
2. 協会機関誌（含む、ニュースレター）
3. 協会が認めるイベント、ワークショップの参加費割引
4. 会員が主体となって組織する各地区の会員は理事長の承認を経て「日本ストレスケアカウンセラー協会〇〇地区懇談会」の名称を用いることができる。
5. 認定会員に I D カード、徽章を授与する。
6. 認定会員は日本ストレスケアカウンセラー協会の名刺を使用できる
7. 理事長の承認を経て、認定会員が主催する研修会などに協会後援、協賛を得ることができる。

(退会)

第 9 条

正会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 社員又は正会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
2. 死亡し、若しくは失踪宣言をうけ、又は法人及び団体である会員が解散したとき。
3. 除名されたとき。

(除名)

第 10 条

会員が次に該当するときは、理事会の議決を経て理事長が除名する ことができる。

1. 会費を 2 年以上滞納したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は会の目的あるいは会員としての義務に違反したとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条

会員は退会し、又は除名された場合、既納の金銭物件の返還を求めるることはできない。

第 4 章 委 員 会

第 12 条

(委員会の設置等)

本会の事業の円滑な運営を図るため、必要な委員会を置くことができる。委員会の組織、運営等に関する必要事項は別に定める。

本協会には、次の委員会をおき、別に定める定例会を開催する。

1. 教育研修委員会
2. 資格審査委員会
 1. 資格審査委員は非公開とする。
3. 企画広報委員会

(委員の選任)

第 13 条

委員会の委員は理事長において選任する。

(任期・報酬)

第 14 条

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(解任)

第 15 条

委員が次に該当する場合は、議決を経て、解任することができる。

1. 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第 16 条

1. 本会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局に主幹を置く。
3. 協会の定期機関誌に編集長を置く。

第 5 章 補 則

(補則)

第 17 条

本協会の施行について必要な事項は、理事長が委員会の議決を経て細則に定める。